

地籍調査Q & A

問1 立会いを行うのに準備することはありますか？

答1 土地の境界について家族で確認しておいてください。
立会いをやり易くするために山林などの立会い場所は草刈をお願いします。
また、立会いの当日は印鑑（認印で良い・シャチハタ印は不可）を持参してください。

問2 境界杭は誰が設置するのですか？

答2 土地の所有者をお願いします。土地の境界が分からない時は役場の人や測量業者にご相談ください。

問3 建物が建っていると地目は宅地になるのですか？

答3 家屋として認定されれば宅地とします。

問4 土地の隣接者の立会いがない場合や境界が決まらない場合はどうなりますか？

答4 土地の境界が決められませんので、筆界未定となります。
立会いに欠席すると隣接する土地境界も決まらなくなりますので、立会いは欠席せずに出席してください。
もし、筆界未定となると図面には境界が入らず土地を図面上で特定することができなくなり、登記簿謄本には筆界未定と記されます。
事業終了後、土地の境界確認は土地所有者同士で行う事になり、測量などの費用も個人の負担となります。

問5 立会い当日に本人が立ち会えない時は家族でも良いですか？

答5 家族の方に立ち会っていただければ結構です。その際は委任状の提出をお願いします。

問6 国土調査の杭が抜けてしまった時は打ち直してもらえるのですか？

答6 原則として一度打った杭の復元はしません。役場で座標や図面を提供しますので、個人で測量士に依頼して復元する事になります。杭は絶対に抜かないでください。

問7 立会いの結果は確認できるのですか？

答7 立会い終了後に測量し、その成果を皆さんに閲覧していただきます。閲覧時期については、例年立会いの翌年度に実施しています。

問 8 立会いまでの間に土地の所有者が変更になった場合はどうするんですか？

答 8 まちづくり課地籍調査係へその旨ご連絡をお願いします。

問 9 立会いの回数は何回くらいありますか？

答 9 筆数や土地の周辺状況により変わりますが、最低でも 2、3 回はお願いします。

問 10 隣接の地権者から一方的に境界を主張された場合はどうなりますか？

答 10 法務局の公図などをもとに現地を測量し境界を確認していただきます。しかし、土地の境界は土地の所有が決めるものですので、双方の話し合いで境界を決めてください。

問 11 隣接の地権者が立会いに欠席した場合境界が確定できないが、この場合はどうなりますか？

答 11 当日出席された方に境界の仮杭を設置していただき、欠席された方には後日仮杭の位置をご確認いただき、了解いただければ、そのまま境界杭となります。なお、了解が得られない場合は、隣接者の方と再び立会いをお願いすることとなります。

問 12 地籍調査の個人負担はありますか？

答 12 測量などの費用は一切かかりません。ただし、立会いや閲覧などのための交通費についての費用は個人負担となります。また、地籍調査時に境界が決まらず筆界未定となった場合、登記完了後にこの状態を解消するためには、未定となっている境界の決定、土地の測量などが必要になり、これらの費用につきましては該当者個人の負担となります。

問 13 閲覧を期間中に行けなかった場合の不都合はありますか？

答 13 閲覧とは、地籍調査の実施によって作成された地籍図と地籍簿の案の確認を行っていただき、結果に誤りがあった場合は訂正の申し出をすることができるものです。閲覧終了後は、県の認証、国の承認を受け登記されます。閲覧されなかった場合でもこれらの事務手続きが進むこととなります。閲覧の期間は 20 日間ありますのでご都合の良い日にお越しくださるようお願いします。

問 14 立会いの通知はいつ届くのですか？また、都合が悪くなった場合日程を変更できますか？

答 14 立会日の 2 週間前に立会通知を送付しています。これは、立会いをお願いする関係者が多く、これ以上早い日程が立てられないためです。なお、立会いは月曜日・水曜日・金曜日の午前 9 時半から及び午後 1 時半から実施し、日時は指定させていただきます。また、立会日に都合が悪い場合は、お早めに「まちづくり課地籍調査係」までご連絡をお願いします。再度日程を調整させていただきます。